

富山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金 Q&A

Q1 雇用予定の者も対象となりますか。

⇒ A 事業の申込(事業申請書の提出)の時点で雇用前であっても、補助金の申請(交付申請書の提出)の時点で雇用されていれば、対象となります。

Q2 県外の事業所で勤務している介護職員も対象となりますか。

⇒ A 対象外です。補助金の申請(交付申請書の提出)の時点で県内の事業所で勤務している方が対象となります。

Q3 派遣職員は対象となりますか。

⇒ A 対象外です。

Q4 既に初任者研修の受講を開始している場合、もしくは研修を修了している場合でも対象となりますか。

⇒ A 原則として初任者研修の受講開始前に事業の申込(事業申請書の提出)を行ってください。

Q5 補助事業者自らが実施する初任者研修に、当該事業者が雇用する介護職員を受講させる場合も対象となりますか。

⇒ A 対象となります。

Q6 対象となる介護職員の人数に、補助事業者ごとの上限はありますか。

⇒ A 補助対象となる介護職員の人数に上限はありませんが、予算の範囲内での補助となります。

Q7 事業の申込(事業申請書の提出)時に記載した人数よりも実際に受講修了した人数が減った場合は、事業申請書を出しなおす必要がありますか。

⇒ A 事業申請書を出しなおす必要はありません。受講修了後に、実績に応じた内容で交付申請書を提出してください。

Q8 初任者研修の実施会場までの交通費等は対象となりますか。

⇒ A 対象外です。その他、振込み手数料、補講料、追試受験料、受講料の分割払いによる手数料等も対象外です。
必須テキスト代及び実習費を含めた受講経費のみが対象となります。

Q9 補講や追試などで初任者研修の修了日が事業実施年度の翌年度の4月1日以降となった場合でも対象となりますか。

⇒ A 対象外です。